

政令第二百四十三号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第二項第三号、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第十四条第一項及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第七条第二号ルの規定に基づき、この政令を制定する。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項に次の一号を加える。

五十 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和

四年法律第七十八号）第二十条（同法第十三条第六項に係る部分に限る。）に規定する罪

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）第二十条若しくは第二十一条に規定する罪（これらの罪に当たる行為が児童である出演者に対してされた場合における当該行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第二十二條第一項に規定する罪

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正）

第三条 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

五十 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係

る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）第二十条（同法第十三条第六項に係る部分に限る。）に規定する罪

附 則

この政令は、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。